

令和5年度

— 第2回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

開 会	令和5年5月11日	14時30分				
閉 会	令和5年5月11日	15時15分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	伊藤忠通	出	上野周真	欠	田中郁子	出
	伊藤美奈子	出	三住忍	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

## 議 案 及 び 議 事 内 容

次 第	
議決事項 1 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針について	可 決
報告事項 1 損害賠償請求事件について	承 認
<p>○吉田教育長 「伊藤忠通委員、田中委員、伊藤美奈子委員、三住委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和5年度第2回定例教育委員会を開催いたします。本日は、上野委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長 「報告事項1については、係争中の案件のため、当教育委員会においては非公開で審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、本日の報告事項1については、非公開で審議することとします。」</p>	可 決
議決事項 1 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針について	
<p>○吉田教育長 「議決事項1『奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○大橋高校の特色づくり推進課長 「奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針について、ご説明いたします。</p> <p>  昨年定例教育委員会で、県立高等学校の定時制、通信制課程の適正化について、県立大和中央高等学校定時制Ⅲ部及び通信制課程の募集を停止し、令和6年度には県立山辺高等学校の通信制課程を設置するという内容を可決いただきました。それに伴って、奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針を改定する必要が生じたのでご説明します。</p> <p>  奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針（案）をご覧ください。冒頭、2行目の但し書きについて、令和6年度から募集を停止する県立大和中央高等学校の通信制課程を県立山辺高等学校の通信制課程に変更するとともに、県立大和中央高等学校の定時制Ⅲ部の募集停止に伴い、三部制と括弧書きにしていた部分を二部制に変更しております。</p> <p>  以上の変更点以外の、選抜の基本方針には変更はございません。これに伴い、令和4年6月に定めた基本方針は廃止することとし、今、ご説明した基本方針に基づいて令和6年度入学者選抜から実施したいと考えます。</p> <p>  以上です。」</p> <p>○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」</p> <p>○伊藤（忠）委員 「変更等につきましては、特に質問はないのですが、2ページ目の二次募集の検査のところ、『面接を実施する。また、作文を実施することができる。』となっているところについて、『作文を実施することができる』だから、実施しなくてもいいわけですが、実際に作文を課しているケースがどのくらいあるのか、どのような作文を課しているのかを教えてください。</p>	

## 議 案 及 び 議 事 内 容

下さい。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「二次募集についてですが、作文について、昨年度については設定されている学校はございませんでした。」

○三住議員 「この作文は家で書いたものを持参するのではなく、もちろんその場で書かせますよね。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「はい。そうです。」

○吉田教育長 「この二次募集は、一般選抜を受けた生徒が受検できるということですね。指導主事が入試の作問をするということがかなり大変です。特色選抜で作問をし、一般選抜で作問をし、二次募集で作問するとなると、特に英語・数学・国語の担当指導主事は3回も作問をしないといけないということが起こっており、それに加えて、外国人生徒等を対象にした帰国生徒等特例措置の問題も作問しております。そのように何回も作問をするということについては、できる限り回数を少なくする方向で調整しております。そのため、一般選抜を受検した生徒の一般選抜での学力検査の点数をもって、二次募集を受検するというようにしています。ただ、二次募集の時期が遅いので、受検者数が少ないという実態がございます。」

○伊藤（忠）委員 「実施している学校はないのに、作文を設けた意図は何なのでしょうか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「各学校の実情に応じて、面接だけではなく、作文を実施することができるという余地を残しているということです。ただ、昨年度については作文を課している学校はなかったということになります。」

○伊藤（忠）委員 「昨年度は作文を課していなかったということですが、過去には課したことがありましたか。」

○吉田教育長 「以前とは入試の制度が異なります。現在の二次募集は、先にも申し上げましたとおり、一般選抜を受けた者が、一般選抜の受検での5教科の点数をもって二次募集に出願することになっております。この制度になるまでは、3教科の学力検査を別に課していました。ただ、一般選抜の学力検査の点数で学力を見取ることができるので、後は調査書等を確認すればよいという現在の制度に至っているわけです。また、作文は何のために基本方針に入れたのかということですが、本人の意思、意欲を面接という方法でも、作文という方法でも確認できるということを示したかったということです。ただ、今後入試制度が変わりますので、検討する必要があります。ところで、大和中央高等学校は、二部制という言い方をするのでですね。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「はい。いわゆる、昼間定時制です。早い時間から始まるものと、昼からの時間帯で始まるものがありますので、二部制と呼びます。」

○伊藤（忠）委員 「三部の夜間はなくなるわけですね。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「はい。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

○吉田教育長 「その他報告事項1について、ご報告をお願いします。」

○東村教職員課長 「令和6年度奈良県・大和高田市・県立大附属高公立学校教員採用候補者選考試験の実施について、ご報告いたします。

出願日程については、願書の受付期間を令和5年4月28日から5月22日としています。

採用予定数については、小学校135人程度、中学校80人程度、県立高等学校70人程度、大和高田市立高校1人程度、県立大附属高校3人程度、特別支援学校40人程度、養護教諭12人程度、栄養教諭4人程度、実習助手・寄宿舎指導員3人程度の、計348人程度としています。

今年度の主な変更点については、講師経験等により、1次試験の全て、又は教職教養、教科専門を免除します。年齢制限を撤廃し、定年の1年前までとします。1次試験で実施していた集団面接を2次試験で実施します。2次試験で実施していた小学校の実技試験に代えて、合格者に対して実技指導者講習を課します。2次試験で実施していた個人面接の模擬授業に代えて、面接試験官が教科指導についての質問を行います。筆記試験の『一般教養』を『教職教養』に名称変更します。

試験日程については、1次試験として、6月24日に筆記試験、6月25日に実技試験を実施します。1次試験の結果を7月20日に発表し、2次試験として、7月29日及び30日に集団面接、8月11日から13日、15日から18日に個人面接を実施します。2次試験の結果は9月15日に発表します。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤（忠）委員 「年齢制限を撤廃ということですが、従前の年齢制限は何歳までだったのですか。また、なぜ定年の1年前までにするのですか。」

○東村教職員課長 「従前は原則39歳までに制限していました。制限撤廃にあたっては、採用後に少なくとも1年間は勤務してもらえよう、定年の1年前としました。」

○吉田教育長 「臨時講師をずっと続けてる人が、年齢制限によって採用試験を受験できないという点を解消するための変更です。他府県でも年齢制限を撤廃しているところがあります。職員組合からの要求も受けており、今年度に年齢制限撤廃に踏み切りました。」

○伊藤（忠）委員 「教員確保の一つの手段としてですか。」

○吉田教育長 「それもあります。他にも、定年引上に伴い、60歳超えの教諭の給料が7割になることから、60歳超の臨時講師の給料を再任用教諭水準まで下げることが背景にあり、臨時講師の受験機会を拡大しました。」

○東村教職員課長 「教員不足の解消に向け、育児、介護等で離職した教員を再び採用することを可能

## 議案及び議事内容

にする目的もあります。」

○伊藤（忠）委員 「『一般教養』から『教職教養』への名称変更についてです。出題内容には変更ありませんとのことですが、なぜ名称変更を行ったのですか。」

○吉田教育長 「以前は、教育課程に対応した様々な時事問題や英語に関する内容を教職教養に加えて、『一般教養』として試験を行っていましたが、最近では、出題内容が教職教養のみになっていました。今回、出題内容に合わせた試験の名称に変更しました。」

○伊藤（美）委員 「実技試験や模擬授業に関する変更の意図を教えてください。」

○東村教職員課長 「実技試験に代えて合格者に講習を課すという変更については、受験者の現在の力を判断材料とするのではなく、実際に児童生徒に対する指導力を養っていくことに重点を置きたいという意図があります。他の都道府県においても、実技試験を実施している団体は非常に少なくなっています。

模擬授業を廃止する変更については、模擬授業を行わなくても、教科指導についての理解度や考え方は面接試験官からの質疑応答を通して十分に判断できると考えてのことです。他の都道府県においても、模擬授業を実施している団体は少なくなっています。」

○伊藤（美）委員 「特に、教員になる前の力を測るのではなく、教員になってから力を養成するという視点は、非常に大事だと思いますので、そこを前面に出して行ってください。」

○田中委員 「以前、模擬授業に関わりましたが、今回の変更は良いことだと思います。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問がないようですので、その他報告事項については、了承いたします。」

### 非公開議案

#### 報告事項 1 損害賠償請求事件について

##### 非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、これもちまして、本日の委員会を閉会します。」